

労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース） 訓練実施者の不正関与に関する承諾書

労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）に係る訓練を実施する者（以下「訓練実施者」という。）は、本助成金に関して都道府県労働局又は公共職業安定所が行う助成金の支給又は不支給の決定に係る審査に協力します。

また、平成31年4月1日以降に提出された「労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）職業訓練計画認定申請書」に係る本助成金の訓練に関し、偽りその他不正の行為により申請事業主等が本来受けることのできない助成金の支給を受けた場合であって、訓練実施者が不正受給に関与していた場合（偽りその他不正の行為の指示やその事実を知りながら黙認していた場合を含む。）、

1. 申請事業主が負担すべき一切の債務について、訓練実施者は申請事業主と連帯し、請求があった場合は直ちに請求金（※）を弁済すべき義務を負うこと

※ 請求金は、偽りその他不正の行為による場合は、①不正受給により受け取った額、②不正受給の日の翌日から納付の日まで年3%の割合で算定した延滞金、③不正受給により受け取った額の20%に相当する額の合計額

2. 訓練実施者（又は法人等）の名称、所在地、代表者氏名及び不正の内容が公表されること

3. 不支給とされた日又は支給を取り消された日から起算して5年間（取り消された日から起算して5年を経過した場合であっても、請求金を納付していない場合は納付日までの期間。時効が完成している場合を除く。）は、訓練実施者が行った訓練については助成金の支給対象とならないこと

について承諾します。

労働局長 殿

年 月 日

訓練実施者

名称

所在地

代表者氏名

様式第4号（裏面）

【提出上の注意】

- 1 この様式は、Of-f-JTのうち事業外訓練を実施する場合に支給申請書（様式第11号）に添えて提出してください。
- 2 この様式は、訓練の実施機関に記載を依頼してください。

【記入上の注意】

- 1 申請事業主は、申請先の都道府県労働局長名を記載した上で、職業訓練の実施機関に記載を依頼してください。
- 2 訓練の実施機関は、記載の内容を十分確認した上で、訓練を実施する者の「名称」、「所在地」、「代表者氏名」及び日付を記載してください。